【２０１１年マニフェストの進捗状況】

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　先ずは行政改革更なる行政改革 |
| **マニフェスト項目** | **進捗状況** | **今後の課題** |
| 1. **議員・職員の人件費削減**

国の削減率に準じた削減を提案する | **＜職員の人件費削減＞**●人件費は職員数と給与水準によって決まるため、平成２４年１２月議会一般質問に於いて、職員数削減の観点と給与水準を下げる観点で質問し下記の答弁を得た。**職員数削減の観点**Q1第四次定員管理適正化計画の進捗状況と課題は？A1平成２２年度まではおおむね計画どおり進捗、平成２３年度は、生活保護世帯の増、高齢化率の上昇により支援を要する高齢者の増など、福祉部門にかかわる業務量の増大に対応するための人員体制の強化や、業務量に応じた事務職を確保する必要があったことなどで計画を１年延長した。Q2第五次定員管理適正化計画の策定方針は？A2事務事業の見直しなど行政のスリム化とともに、少数精鋭を基本に少子高齢化をはじめとするさまざまな課題にも適切に対応できる執行体制の確立を目指していく。しかし、東日本大震災による液状化被害に対応する復興対策室や、福島原発事故に対応する放射能対策室など市民の安全と安心の確保や、少子高齢社会への対応などに係る人員の増要因も考慮していく必要がある。**※現在、第五次定員管理適正化計画に基づき職員数の削減に取り組んでいる。**Q3人件費削減に寄与すると思われるポスト削減は？A3職員のポストも含め、組織のスリム化に努めたいと考えている。**※現在、ポストの削減も組織のスリム化も未達成。****給与水準を下げる観点**●平成22年から実施している市独自の平均２％の人件費削減を求める議案に賛成討論。**※人件費水準は依然として高い。****＜議員の人件費削減＞****議員数削減の観点**●選挙ごとに議員定数を削減平成15年選挙　30名　平成19年選挙　28名　平成23年選挙　24名・現在策定中の議会基本条例の中に議員定数と議員報酬の改正手法を掲載している。**報酬削減の観点**・職員の給与削減時に同程度の削減をしている。 | **職員数削減の観点**●現状のままの業務量では職員数の削減は限界であり、事業の見直しや削減、民営化や指定管理者の活用、市民との協働などで一層の行政のスリム化が必要。●高齢化が一層進展する中で、今後ますます業務量は増大する。行政だけで公共サービスを担うことは不可能であり、行政のスリム化と同時に様々な主体(NPO、企業等)が公共サービスを担う新しい公共の構築が急務。**給与水準を下げる観点**●少なくても国と同程度の給与水準にすべき。**議員数削減の観点**●現在策定中の議会基本条例に、議員定数の改正に当たっては、議会のあり方を検討したうえで、参考人制度や公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し検討していくことを掲載する。**報酬削減の観点**●現在策定中の議会基本条例に、議員報酬の改正に当たっては、参考人制度や公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握していくことを掲載する。 |
| **２.シンプルでフラットな組織**　人件費の削減と効率的・効果的な組織を構築するためポスト削減を提案する | ●平成２４年１２月議会、総務企画常任委員会に於いて質問し下記の答弁を得た組織体制や業務遂行に当たっての適正なポストという観点で、管理職数も含めて検証するとともに、今後研究していきたい。**※平成24年度の行政改革項目に位置付けられているが、いまだに具体的な進捗は見られない。** | ●市民に分りやすい組織●効率的・効果的組織の構築のため、ポストを削減しシンプルでフラットな組織の構築●管理職手当の削減による人件費の削減 |
| 　　　　　　　　　　税金の使い道は市民が決める新しいしくみ |
| 1. **市民参加の事業仕分け**

これまでの事業仕分けを見直し、仕分け人の議論に基づいて市民が判定する「市民判定人制度」の導入を提案する | ●現在、行政改革推進委員会の市民委員が仕分け人となって事業仕分けを行っているが、各事業の詳細まで把握することは難しいので、他市の職員や専門家等、外部の行政に精通した人を仕分け人に起用し、仕分け人の議論を聞いて市民が判定する「市民判定人制度」の導入を委員会で数回提案した。**※現行の事業仕分けの見直しをすることになったが、どのように見直すかは不明。****※全面公開しているが傍聴者は少なく市民の関心は低い。** | ●事業の問題点や課題を明確にするため、外部の事業に精通した仕分け人を起用する。●多くの市民に市政を『自分事』として捉えてもらうために、住民基本台帳から、年齢・性別・地域等を考慮し無作為抽出した市民から「市民判定人」を選出する。●より多くの市民に関心を持ってもらうためにネット中継をする。 |
| 1. **地域交付金の創設**

地域を一番知っている地域住民が地域課題に優先順位を付け、地域で使い道を決められる「地域交付金」の創設を提案する | ●地域コミュニティを活性化するため「地域コミュニティ活性化基本方針」が策定された。●地域の様々な主体が一堂に会し、情報交換や問題抽出、課題の共有などを行う「地域会議」の創設が決まった。●今後、市は各地区の「地域会議」を支援していくことになるが、財政的具体策な支援策は不明。 | ●地域の課題解決を図るために、地域交付金の創設を考える。 |
| ＮＰＯや市民、企業等が公共を担う新しい公共 |
| 1. **超高齢社会への対応**

「高齢者の居場所」「地域の便利屋」「コミュニティキッチン」などの起業を支援する | ●マニフェストで示した企業には着手していないが、地域住民と一緒にFH(布佐平和台)未来プロジェクトを立ち上げ、超高齢社会の中での地域課題に優先順位を付けて取り組んでいる。●自治会の会員1300戸に対して、自治会見直し等についてのアンケートを実施した。●アンケート結果で一番要望の多かった「資源ごみの用具出しの負担軽減策」に最初に取り組んだ。●現在、自治会の見直しに取り組んでいる。 | ●少子・超高齢社会の中での自治会のあり方を検討し見直す。●地域課題を解決するための組織を検討する。 |
| **２.市民ファンドの創設** | ●「地産・地消の太陽光発電」事業の財源を確保するために検討している。 | ●「市民ファンド」の信用を得るための仕組みを検討する。 |
| **３.「提案型公共サービス民営化制度」の充実** | ●この制度ついて、担当部署以外のところでは意識が低い。●提案者が少ないのが課題。 | ●公共の担い手づくりをして提案者を増やす。 |
| 　　　　　　　　　　**安全・安心、環境、子ども**新しい価値 |
| 1. **安心・安全なまちづくり**
2. 自主防災組織の充実
3. 災害ネットワークをつくる
4. 震災復興や水害対策
 | * 1. 地域によってばらつきがある。(市内の世帯の自治会加入率75.4％、市内の自治会の中で自主防災組織をつくっている自治会の割合７０％強)
	2. 災害ネットワークは十分にできていない。（ex.災害弱者対策、災害情報の伝達等）
	3. 東日本大震災による布佐地区の液状化被害からの復興は目途がついてきたが、根本的な対策は難しい。

・水害常襲地帯である布佐地区の水害対策については、ポンプ場の工事をはじめ様々な対策を講じているが、昨年の台風26号により床上・床下およそ400棟の甚大な浸水被害を被った。 | ●市内の全ての自治会に自主防災組織を設置する。●市、自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、NPO等で災害時のネットワークを構築する。●水害等の自然災害が頻発している現状を受け、現行の治水対策の検証と今後の対応策を検討する。 |
| 1. **放射能汚染への対策**
2. 測定・検査体制
3. 除染
 | ①放射線量の測定や飲食物の検査体制は整いつつある。②公共施設や公園、道路等の除染は進んできたが、部分的には0.23マイクロシーベルト以上の場所が残されている。 | ●子どもたちの健康調査の充実●手賀沼(汚泥)の除染●手賀沼公園などの全面除染●子どもが思い切り遊べる場所の確保 |
| 1. **自然エネルギーの推進**

(ア)太陽光発電の市民ファンドの創設(イ)太陽光発電設備への補助金の拡大 | 1. 市民活動団体「地産・地消の太陽光発電を考える学習会」を立ち上げ学習を行っている。先ずは公共施設等に太陽光発電設備を設置したいと考えている。

②市の太陽光発電設備への補助金は年々増額しているが、今年度の申請件数は昨年度より減少する見込み。・H23年度103件　補助金額7,710,400円　・H24年度213件　補助金額13,899,200円　・H25年度予算300件　21,000,000円　2/3現在申請件数183件) | ●我孫子モデルの構築●主体となる組織の立ち上げ●市と市民・事業者等との連携●更なる補助金の拡大 |
| 1. **子どもへの投資**

①保育園の待機児童0の堅持* 1. ②多様な働き方に対応した保育

機能の充実③病後児保育施設の設置 | ①保育園の待機児童0は堅持している。②駅に近い利便性の良い所に保育園が設置された。(我孫子駅北口「ぽけっとランドあびこ保育園」)・認定こども園「めばえの森」が開園した。・延長保育を最も遅くまで行っている保育園は午後9時まで。③これまでニーズの高かった我孫子・天王台地区をカバーするため「名戸ヶ谷あびこ病院」に病児・病後児保育施設を設置した。・ファミリーサポートでも病児・病後児保育を行っている。 |  |
| 　　　　　　　　　　分権時代の議会へ新しい議会 |
| 1. **議会への市民参加を進めるため、参考人制度や公聴会を積極的な活用**
 | ●市民が議会に請願・陳情を提出した際、参考人制度を活用して、提案者の市民自身が請願・陳情の趣旨を説明し、議員からの質問に答えられるようにした。●常任委員会に於いて、関係者を招いての勉強会は盛んになったが、参考人制度や公聴会の積極的な活用はしていない。 | ●議会基本条例の中に、「請願・陳情を市民の政策提案として位置づけ、その審議において、提案者の意見を聞く機会を設けなければならない。」と、市民の権利として議会への市民参加を掲載する。●参考人制度や公聴会を積極的に活用し、議会への市民参加を推進する。 |
| **２.市議会主催の議会報告会の開催** | ●現在策定中の議会基本条例に市議会主催の議会報告会の開催を掲載した。 | ●条例施行後、議会報告会を開催する |
| **３.通年議会の提案** | ●現在策定中の議会基本条例には掲載できなかったが、今後、継続して検討することになった。 | ●今後、議会基本条例の中に通年議会を位置づける |
| **４.議員の定数や報酬などは市民の意見を尊重して決定** | ●現在策定中の議会基本条例に位置付けた。●議員定数については、「議会は、議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情に合った定数を検討するものとする。」と掲載した。●議員報酬については、「議会は、議員報酬の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握することができるものとする。」と掲載した。 | ●議員報酬については、「市民の意向を把握することができるものとする」と、市民の意見を聞くことを議員の権限としているが、議員の義務とする。 |